

松美保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 松美会
所在地	美濃市松森1020番地
電話番号	0575-33-0655
代表者氏名	理事長 永田将人

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	松美保育園
施設の所在地	美濃市松森1020番地
連絡先	電話番号0575-33-0655 FAX0575-33-0627
管理者	園長 永田将人
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 62人 満1歳以上満3歳未満の児童 25人 満1歳未満の児童 3人
開設年月日	昭和40年4月11日
事業所番号	20000-05-007467

3 サービスの目的・運営方針

松美保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1229.70㎡
	園庭	390㎡
園舎	構造	RC造2階建
	延べ面積	839.70㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児ほふく室	1室	さくらんぼ組(0.1歳児クラス)
保育室	6室	いちご組(2歳児クラス), りんご・もも組(年少児クラス), みかん組(年中児クラス), めろん・ぶどう組(年長児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	19	7	12	
調理員	2	1	1	
運転手	1		1	
用務員	1		1	

当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(7:00~19:00)
主任保育士	正規の勤務時間帯(7:00~19:00)
保育士	正規の勤務時間帯(7:00~19:00)
調理員	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、原則として日曜日、国民の祝祭日を除き開園するものとする。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年4月1日施行）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) わらべうた、季節の行事、地域交流、園外保育、習字、スイミング、運動遊び

(3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します（ただし、別途利用者負担有）。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	14時30分頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	14時30分頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	14時30分頃	
3歳児		11時30分頃	14時30分頃	
4歳児		11時45分頃	14時30分頃	
5歳児		11時45分頃	14時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等，体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他

一時預かり保育、子育て支援活動、障がい児保育、

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し，当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか，下記に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については，別途お知らせします。

通園バス代	利用者：1ヶ月 1,000円 2人目500円 3人目以降無料
卒園アルバム代	年長児：1ヶ月 1,000円
フッ素	希望者のみ：1回 300円（年2回 年長・中・少児）
主食代（米・パン）	年長・中・少児：1ヶ月 600円
副食代（おかず）	年長・中・少児：1ヶ月 3,400円
土曜希望保育給食費	年長・中・少児：1回 170円

時間外保育に係る利用者負担

保育標準時間認定の方

18:00～19:00 15分につき25円

保育短時間認定の方

7:00～ 8:00 15分につき25円

16:00～19:00 15分につき25円

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科医

医療機関の名称	ふるた内科クリニック
理事長名	医師 古田 守
所在地	美濃市蔵生 143-5 番地
電話番号	0575-34-8808

(2) 歯科医

医療機関の名称	古田歯科医院
医院長名	歯科医 古田名美
所在地	美濃市俵町 2115
電話番号	0575-33-2139

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。(別紙にて記載済)

13 要望・苦情等に関する相談窓口担当

園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 永田早苗 ・ご利用時間 10:00～ 15:00 ・電話番号 0575-33-0655 F A X 0575-33-0627 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	高橋定申 電話番号 0575-33-1016 保護司

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1.5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	①東京海上日動火災保険 保育園賠償責任保険・保育園児 団体傷害保険（全園児）
保険金額	年額2,000円 園負担

1.6 個人情報使用同意について

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

1.7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1.8 虐待防止のための措置

- (1) 当園は、当園を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
- (2) 職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、美濃市・児童相談所等の適切な機関に通報します。